

No.	分類	Q	A
1	補助金の対象	補助金の対象外となる経費の例を教えてください。	販売促進費においては、再エネ電力への切り替えに関係のない費用や既に再エネ電力である区民への再エネ電力への切り替えに係る費用は対象外です。 広告宣伝費においては、制作物に補助事業に関係のない申請者以外の事業者名又はブランド名が記載されている場合の広告宣伝費、再エネ電力への切り替えに関係のない広告物に係る広告宣伝費、消費税及び地方消費税は対象外です。
2	補助金の対象	広告宣伝費として広告のために必要な人件費を計上することは可能でしょうか。	WEBの構築等に係る人件費など、そこにかかった費用が明確な人件費であれば広告宣伝費に含めることは可能です。ただし、証拠書類にて、確かに広告宣伝費として使用したことを証明していただく必要がありますので、事前にご相談ください。 (例) OK → キャンペーン特設WEB構築を外部委託し、従事した人員の人件費が明らかである NG → キャンペーンに係るイベントを実施したが、再エネに係るブースの他にも業務を兼任しているため、再エネキャンペーンに係る人件費を算出することが困難である
3	補助金の対象	販売促進費において、電気料金とガス料金の割引等による還元等を考えている。ガスの料金の割引など電気代と関係の無い形の還元も補助金の対象になるのでしょうか。	対象となります。
4	補助金の対象	法人向け低圧電力や自宅兼店舗への契約は補助金の対象になりますか。	補助金の対象となるかは、契約者名が個人か法人かで判断します。例えば、自宅兼店舗への契約に対して、法人名で契約がされていた場合は対象外。個人名で契約がされていた場合は対象となります。
5	補助金の対象	全国で共通キャンペーンを補助金の時期に実施予定です。この場合、補助金の対象になりますか。	キャンペーンは、世田谷区民を対象としたキャンペーンであることを求めます。ですので、単純な全国キャンペーンは対象外となります。この場合に、販売促進費においては、例えば、全国のキャンペーンに上乗せして世田谷区民には1万円の還元を実施するキャンペーンであれば、補助金の対象として認められます。広告宣伝費においては、世田谷区のキャンペーンに要した費用と認められれば、補助金の対象として認められます。
6	補助金の対象	キャンペーンのエリアを世田谷区のみでなく、近隣の自治体も一部含めてもいいですか。世田谷区民以外に係る費用は自社負担で行います。	キャンペーンの対象が主に世田谷区民であれば、補助金の対象と考えますが、事前にご相談ください。
7	補助金の対象	再エネ切替補助金を申請できる小売電気事業者「等」とはどのような意味でしょうか。小売電気事業者以外に許容している事業者がいるのでしょうか。	電気事業法における「小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者」も参加可能としています。なお、同法における、代理及び媒介事業者は参加できません。
9	実施計画	販売促進費の上限「15,000円/世帯」に加えて、自社負担でさらに還元額を上乗せすることは可能でしょうか。(Ex:30,000円の区民還元キャンペーンを実施し、うち15,000円を補助金申請する。)	可能です。実施計画書に総還元額とそのうち補助金を申請する内訳の費用をご記入ください。
10	実施計画	キャンペーンの開始・終了日は区の指定するキャンペーン期間に一致させる必要はありますか。	キャンペーンは区の示すキャンペーン期間の範囲で自由に設定していただいて構いません。例えば、区提示キャンペーン期間6/1～9/30で、キャンペーン期間を7/1～8/31に設定することは可能です。
11	実施計画	キャンペーンを補助対象期間外から先行して告知することは可能でしょうか。	実施計画を区が承認した時点から告知可能です。ただし、補助金の対象は、区で提示するキャンペーン期間内に契約したものに限りです。例えば、区提示キャンペーン期間6/1～9/30で、5/20からキャンペーンを告知し、5/31契約日は対象外、6/1は対象となります。
12	実施計画	キャンペーンにおいて、区民への還元を行わなければならない期限等がありますか。例えば、2年間電力を使い続けてもらった場合に、1万ポイントを付与するキャンペーン等は認定されますか。	可能ですが、途中離脱により区民への還元が達成できなかった分だけ、区への補助金返還を行っていただく必要があるというリスクが大きくなります。
13	事業実施	区民還元の対象となる区民への条件の各種確認について、どのような手法によればいいかなど指定はありますか。	区民への確認方法については、区からの指定はありません。例えば、ウェブ申請時に条件に反していないかのチェックボックスにチェックをつけていただくなどが考えられます。
14	事業実施	キャンペーンに際してUCHIKARAプロジェクトのロゴの掲示は必須ですか。	UCHIKARAプロジェクトのロゴ及び世田谷区再エネ切替補助金の受け実施している旨の記載をキャンペーンチラシ、特設サイト等に掲示してください。

15	申請	キャンペーンを実施中に区の予算が尽きた場合、補助金の申請はどうなりますか。	実施計画に基づいたキャンペーンを実施中の場合でも区の予算が無くなった場合はその時点で補助金は終了させていただきます。
16	申請	キャンペーンを実施中に区の予算が尽きた場合、補助金の申請はどうなりますか。	実施計画に基づいたキャンペーンを実施中の場合でも区の予算の執行状況等によって補助金は終了させていただきます。区の予算が尽きる見込みがでた場合、1週間程度の期限を定めてキャンペーン終了日の切り上げを告知します。この場合、新規契約の合計が20世帯に達していなくても、20世帯未満の申請をしていただけます。
17	申請	電気代1か月無料キャンペーン等を実施することを検討しているが、1人世帯の場合補助金を使い切らない可能性も考えられる。販売促進費が設定した額(10,000円以上~15,000円以下/世帯)より下回る場合、申請は可能でしょうか。	あらかじめ設定した販売促進費の単価を下回る還元は、申請不可となります。
18	申請	20世帯単位の申請とありますが、申請後、過去の還元を受けた区民がいたなどの場合、19世帯となってしまいますが、補助金の対象となりますか。	対象となります。事業終了後に取り消しとなった場合でも、補助金の返還は取り消し対象の契約のみとなります。あくまでも「申請単位」が20世帯単位となります。
19	申請	販売促進費申請における再エネ補助金受給者リストについて、生年月日の取得が困難です。何か別の情報にて代替できないでしょうか。	同一人物かどうかの判断材料として、生年月日についても提出を原則といたしますが、連絡先の提供にて代替可とします。例外対応になるため、事前にご相談ください。
20	その他	供給地点特定番号などの区民の情報は何に使用しますか。	過去の情報含めて、再エネ切替に係る区民還元情報を区でデータベース化し、複数回に渡る区民還元を防止します。
21	その他	補助金申請に係る書類の保存期間はありますか。	補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。